

## DV 被害者支援への地域住民のかかわり—市民後見推進との比較から—

大沢理尋<sup>1\*</sup>

国は、地域共生社会の実現を目指すとして地域住民の支え合いを強調している。しかし、市民後見推進がその重要な施策として位置づけられているのに対し、DV被害者支援への一般地域住民のかかわりについては、十分議論されていない。そこで、法令、国の報告書、自治体計画の例、民間支援団体の活動及びDV被害者支援に関する先行研究のそれぞれの文献の記述から、一般地域住民の役割を市民後見推進と比較しながら検討した。検討の結果、DV被害者支援においては、市民後見とは異なり、一般地域住民を啓発及び教育の対象、通報義務を負う者として位置づける一方、住民相互の支え合いとして支援にかかわることには消極的な位置づけをする傾向がみられた。他方、生活再建期において孤立する傾向のあるDV被害者に対し、一般地域住民がボランティアとして支援している事例があった。

これらを受けた結論は、次のとおりである。DV被害の予防の段階では、一般地域住民は、被害防止に関する広報・啓発・教育を受けるとともに、その成果を発信する。被害の発見及び配偶者暴力相談支援センター等へのつなぎの段階では、親族、友人、ご近所等として、被害を通報する。一方、シェルター入所前後の危機介入期の相談支援は、市民後見の対象から虐待案件が除かれているのと同様、一般地域住民は担当しないことが妥当である。被害者の安全が確保された後の生活再建期には、行政及び専門的支援を担当する民間支援団体と連携しつつ、ボランティア等として被害者と交流し支援に関わることが期待される。併せて、行政に対し民間支援団体への助成の充実を求め、寄付により民間支援団体を財政的に支援することも、重要な役割である。以上のかかわりには、啓発・教育→発見・つなぎ→交流・支援→啓発・教育という循環があると考えられる。この点は、市民後見推進に広報・啓発を起点とし終点とする循環が認められることと共通する。

**キーワード：** DV被害者支援、地域住民、民間支援団体、市民後見、行政責任、専門性

### はじめに

政府は、2017年12月12日、子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(以下「厚労省通知」という)を発して以来、地域住民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していくとしている。

「市民後見人」とは、利用者の家族以外の第

三者が地域における公益活動として、無報酬またはごく低額の報酬によって成年後見人等に就任するケースである<sup>1)</sup>。市民後見人の養成、受任調整及び選任後の支援等の市民後見の推進(以下「市民後見推進」という)、地域共生社会実現という目的のもと、住民相互の支え合いの重要な施策として評価されている<sup>2)</sup>。

一方、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という)とは、家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のことであるが、日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味

<sup>1</sup> 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 非常勤講師 新潟中央法律事務所

\* 責任著者 連絡先：m-osawa@ac.auone-net.jp

利益相反：なし

で使用されることが多い<sup>3)</sup>。この暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力（無視、大声で怒鳴る、ばかにする、脅す）、社会的暴力（交友関係やメール・電話を監視し制限する）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない、支出を細かく監視する、借金をさせる）、子どもを利用した暴力（子どもを危険な目にあわせる、子どもを盾にして脅す）が含まれる<sup>4)</sup>。2001年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という）は、DVのうち、配偶者等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を規定の対象とする。同法制定後被害者の権利擁護及び男女共同参画社会の実現のため、国の施策としてDV防止・被害者支援が進められている。

地域共生社会は、男女共同参画社会でもある。そして、市民後見推進とDV被害者支援は、弱い立場・状況にある住民の権利を擁護する活動であること、ニーズの増加、ニーズが個別的・複合的であること、担い手が不足していることが、いずれも共通する。また、判断能力の低下した高齢者、障がいのある人がDVの被害を受ける可能性があり、支援対象者にも重なり合いがある。しかし、DV被害者の支援に対する地域住民のかかりについては、十分議論されていない。

そこで、本稿では、DV被害者支援への地域住民のかかりについて、市民後見推進と比較しつつ検討することを目的とする。

なお、両者の比較のため、本研究の対象とする地域住民は、DV被害者及び加害者、医師、弁護士、ソーシャルワーカー、DV被害者の保護を図るための活動を行う民間団体（以下「民間支援団体」）の専門スタッフ等専門的資格や専門的知識・技能等に基づいた支援（以下「専門的支援」という）に当たる人たちを除いた地域住民（以下「一般地域住民」という）とする。

## 方法

CiNii Articles及び国立国会図書館サーチを利用して「DV」「地域住民」をキーワードに検索をした結果、本テーマについて論じた文献は見当たらなかった。

そこで、法令、国の報告書、自治体計画の例、

民間支援団体の活動及びDV被害者支援に関する先行研究のそれぞれの文献の記述から、一般地域住民の役割がどのように理解されているかを検討する。検討にあたっては、適宜市民後見推進との比較を行い、その結果を考察する。

本研究は、公表されている文献や資料を調査対象としており、個人情報を含んでいない。

## 結果

### 1. DV防止法及び国の基本方針

DV防止法は、第一章総則第2条で「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する」と宣言し、以下、「第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等」、「第二章 配偶者暴力相談支援センター等」、「第三章 被害者の保護」と公的責任に関する規定が続く。一般地域住民については、「国民」として配偶者からの暴力の発見者による通報の努力義務を負う旨の規定（第6条1項）があるのみである。さらに、「第五章 雑則」では、一般地域住民は「国民」として、国及び地方公共団体から配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための教育及び啓発を受ける対象として規定されている（第24条）。他方、「被害者の保護に係る人材の育成」については、地域住民・市民のなかから育成するとは規定されておらず、調査研究の推進及び人材の資質の向上とともに規定されている。さらに、民間支援団体との連携（第3条5項）、国及び地方公共団体の民間支援団体に対する援助（第26条）を定めているが、いずれも努力義務である。

同法第2条の2に基づき国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という）の内容も、同法と同様である。

これに対し、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という）は、同法の目的について「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段

であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定める」(第1条)とする。また、基本理念として、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること」すなわち市民後見推進を明記している(3条2項)。同法12条に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画も、同様に市民後見推進を明記している。

このようなDV防止法と成年後見制度利用促進法との違いからみると、国は、DV被害者の保護・支援については、成年後見制度利用促進と異なり、行政責任を基本として、配偶者暴力相談支援センター、福祉及び司法の関係機関を中心に、専門的支援を手段として被害者の保護・支援にあたる方針であり、一般地域住民の支え合いを推進する立場を採っていないものといえることができる。もっとも、同法は、配偶者暴力相談支援センターと民間支援団体との連携及び民間支援団体に対する援助を予定しており、他方、民間支援団体の活動への一般地域住民の参画を規制する規定を置いていない。したがって、一般地域住民が民間支援団体の活動を通じてDV被害者の支援にかかわることは、各々の民間支援団体の方針に委ねられていると考えられる。

## 2. 政府の報告書

### (1) 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(2017)<sup>5)</sup>

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(2017)は、厚労省通知にも引用されており、政府の地域共生社会に関する考え方の根幹となっている。

また、この報告書は、DV被害者の特徴について、「身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者」と規定し、都道府県がその支援体制について、市町村と連携して構築していくことを求めている(p26)。他方、DV被害者の支援について、住民相互の支え合いにより行うとは明記していない。また、地域福祉(支援)計画にお

いて、各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例として、市民後見人の養成や活動支援を挙げる一方、DV被害者の保護及び支援を明示していない。本稿冒頭に挙げた厚労省通知も、この報告書と同様の記載をしている(P28、P30)。

### (2) 内閣府男女共同参画局(2019)<sup>6)</sup>

本報告書は、学識経験者、行政担当者、民間支援団体の代表らを構成員として、全国の民間シェルターの実態をアンケート及びヒアリング調査に基づき把握し、その結果に基づき、次の通りその現状と課題を整理している。

民間シェルターの特徴として、地域の社会資源を活用しながらその特性を生かした活動を行う「地域性」及び専門的な知見に基づくニーズに対応した支援活動を行う「専門性」が挙げられる(p2)。また、その支援姿勢は、「非暴力」、「エンパワメント」、「当事者主義」、「フェミニズム」であり、啓発、相談、シェルター、同行支援、情報提供、自立支援、回復支援等のほか、外国籍女性や若年女性に対する支援、子ども向けプログラムや母子に対する心理教育、ステップハウス、支援者養成の研修会等、シェルターでの一時保護にとどまらず、独自の方針に沿った特徴ある支援を行っている(p2)。

民間シェルターの課題としては、財政面の不足により新たなスタッフや専門職の人材確保が困難となっており、全国的に支援者が高齢化している(p3-4)。また、相談者の多くが、精神的な問題に起因する悩みを多く抱えている現状であり、DVや性虐待等の被害特性に理解のある心理職等の専門家によるプログラムを受けられる体制整備が必要である(p4)。さらに、行政との連携不足と対等な関係性の確保、民間シェルターの地域的偏在及び支援サービスの自治体間格差、行政の切れ目のない支援の不足、「支配とコントロール」等のDV構造の正しい理解、社会の偏見等を解く必要、リスクアセスメント及び加害者更生プログラムの質の標準化などが、課題としてそれぞれ指摘されている(p4-8)。

支援拡充の方向性としては、民間シェルターの基盤強化と対応力の向上(専門職等によるメンタル面のケア、児童虐待対策との連携、メール・SNSを活用した相談等の取組の試行、ネットワーク強化に向けた研修・シンポジウム開催等

取組の促進)、行政との連携強化、地域間格差の解消、加害者対策に向けた調査研究の実施、官民連携による研修等の実施、関係機関による協議会の活用促進等が挙げられている(p8-11)。

本報告書でも、全体として行政責任による対応、行政と民間支援団体との連携及び支援の専門性が強調されており、一般地域住民の支援への参画を拡充することは明示されていない。

### 3. 自治体の計画

自治体の計画として、新潟市地域福祉計画及び新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画<sup>7)</sup>を取り上げる。

#### (1) 新潟市地域福祉計画(2021~2026)<sup>7)</sup>

新潟市は、地域福祉をより一層推進し、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画を策定した(p2)。同計画は、この基本理念のもと、成年後見制度の推進として、「市民後見人養成研修を実施するとともに、同研修修了者に対するフォローアップ研修を実施し、担い手を育成・支援します」(p52)としている。

同地域福祉計画は、DVを含めた各分野の計画や施策を横断的につなぐことで調和を図り、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する福祉分野の上位計画であるとされる(p6)。

その一方、DV被害者支援に関する具体的な施策は記載せず、新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画に委ねている(p61)。

#### (2) 新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画<sup>8)</sup>

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画は、DV防止法第2条の3に基づき、国の基本方針に即して策定される市町村計画である。その基本的方向性は、(1)DVを容認しない社会づくりの推進、(2)配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実、(3)DV被害者の保護体制と自立支援の充実、(4)関係機関や民間支援団体との連携の強化である(p50)。個々の取組ごとに男女共同参画課をはじめ関係する

課が明記されている。また、具体的な取組としては、学校等における人権教育を実施するほか、暴力によらない対等な関係づくりについて、中学生からのデートDV防止セミナー等の啓発事業を行う、配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成しより効果的な方法でDV相談窓口について広く市民に周知するとしている。また、配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実として、相談従事者の研修を充実させるとする。さらに、DV被害者の保護体制と自立支援の充実として、配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進め、円滑で切れ目のない被害者支援を行うとする。居住支援として、母子生活支援施設への入所や市営住宅への入居が挙げられる。被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関であるこころの健康センター等と連携し支援する。さらに、被害者を早期に発見し、適切な相談支援につなぐため、医療機関、保健・福祉関係機関、学校・教育機関と連携を図るとするほか、民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進する。他方、一般地域住民との連携の強化は挙げられていない(p50-58)。

以上のとおり、新潟市の行政計画においても、DV被害者支援は、地域住民相互の支え合いによる地域共生社会の実現とは距離が置かれ、行政の責任と専門性が強調されている。一般地域住民は、支援の担い手ではなく、啓発・教育の対象として位置づけられている。もっとも、民間支援団体の活動に対し、一般地域住民が参画または連携することは否定されておらず、同市がそのような民間支援団体の活動を支援する余地は、否定されていないものといえることができる。

### 4. 民間支援団体の活動

#### (1) 全国シェルターネット

「全国女性シェルターネット」は、DVサポートシェルター等を運営する民間支援団体の全国ネットワーク組織である<sup>9)</sup>。

全国シェルターネット(2020)<sup>10)</sup>は、DV被害者支援について、よりよいDV支援を目指すための制度の内容・運用の両面にわたる改善を提言する。その構成は、次のとおり最初に相談受

付段階、一時保護関連、中長期支援・回復支援という支援の流れに即した提言を述べ、その後自治体における安全な行政手続、保護命令の申立関連、DV防止法関連、離婚手続関連、加害者処罰と処遇、警察の改善と続くものである。

相談受付段階では、暴力の被害者は誰でも相談できて支援を受けられる体制として、「精神疾患を抱える方や認知症の方など、特別な対応が必要な人も、相談や保護を拒否するのではなく、相談員に専門性のある人を配置し、対応できる機関・施設などを用意していくべき」として、「相談や緊急介入する専門支援員の職務内容が明確である。専門性をもった相談支援員が配置されている。(官民の相談支援員を専門職として身分保障)」ことを提言する。また、自治体に対し法律相談や心理カウンセリング医療などへのつなぎをすること、各行政の担当者の共通理解の推進、間をつなぐソーシャルワーカーを配置すること、DV・性暴力・虐待等の相談支援に関わる専門職員の資格認定ガイドラインを策定し、職員の養成・研修を強化拡充すること、DVセンター、支援施設、児童相談所、福祉事務所、医療機関、警察等、相談支援に関わる職員の研修を義務づけることなどを提言している。

次に、一時保護関連の改善提言がつづく。

さらに、中長期支援・回復支援としては、長期期の支援を明確に位置づけ、安全、安心の観点から現行の手続・様式の点検や見直が進められ、安全に安心して避難後の生活再建が図れることを目指している。具体的には、母子生活支援施設や婦人保護施設への入所手続の容易化、公営住宅への速やかな入居、民間住宅入居に対する公的助成、児童手当や児童扶養手当等の制度内容と運用の改善、保育料の算定、住民基本台帳の閲覧制限及び秘匿の支援措置、民間団体への財政支援などについて、国と自治体に対し改善を求めている。

提言の内容は、全体を通じ、行政の責任と支援の専門性を強調するものとなっている。市民後見推進のように、一般地域住民がDV被害者支援に参画し、国と自治体がこのような一般地域住民の活動を支援すべきである旨の提言はない。

## (2) 新潟市で活動する民間支援団体の取組

新潟市で活動する民間支援団体として、いず

れもNPO法人である女のスペース・にいがたとウイメンズサポートセンターにいがたがある。各々のホームページ及びチラシによると、2つの団体の取組は、それぞれ次のとおりである。

### ア.女のスペース・にいがた<sup>1)</sup>

女のスペース・にいがたの運営スタッフは、30代から80代の女性約30名で構成されている。新潟で「女性の問題」を学習し活動してきた仲間であり、主婦、会社員、公務員、教員、看護師、保健師、カウンセラー、保育士など職種はさまざまである。

活動内容は、①女性の抱える問題の電話・面接による相談(相談無料)、②相談者の要請による同行、出張訪問、③女性のためのシェルター、ステップハウスの運営、④講演会、講座、座談会などの企画、運営、⑤女性問題に関する自助・自主グループのサポート、⑥講師派遣、その他である。

同団体の定款によると、会員には正会員(新潟県に在住する女性で、本会の目的に賛同して入会した者)と賛助会員(新潟県外に在住する女性や県内外の団体・男性で、本会の目的に賛同して入会した者)とがあり、スタッフ(運営スタッフ及び監査スタッフ)は、総会で正会員のうちから無記名投票により選ばれる。

スタッフは、運営プロジェクトと事業プロジェクトそれぞれに各1プロジェクトに参画し、活動を行う。運営プロジェクトによる事業には、1.相談・支援、2.シェルター・ステップハウス、3.情報プロジェクト、4.デートDV防止プロジェクト、5.事務局がある。1.相談・支援の内容としては、次の①～⑤の活動が挙げられている。

①電話や来所面談による相談に応じる。

②相談内容によっては、相談者の了解と要望のもと、警察・新潟県配偶者暴力防止支援センター・新潟市配偶者暴力相談支援センターとの連携、保護命令申し立てのサポート、法テラスの紹介等と多方面の関係機関との連携を行なう。

③問題の整理や情報の提供をはじめ、解決のための道筋を相談者と一緒に考え相談者が自らの力を発揮し解決するためのサポートを行う。

④スタッフ間のスムーズな情報の共有を図るとともに、個人情報保護を厳密に管理する。

⑤自助グループと連携し相談者へ紹介する。

また、2. シェルター・ステップハウスの活動内容は、次の①～⑤である。

①相談者の身の安全確保を第一に考え、必要に応じて新潟県配偶者暴力防止支援センターとの連携をする。

②シェルター・ステップハウス利用者の自立と回復へのサポート

③ケース検討会(適宜)

④シェルター・ステップハウスの維持・管理

⑤全国シェルターシンポジウムへの参加

さらに、注目される活動が、新潟市補助事業として実施している相談スタッフ養成講座である<sup>12)</sup>。同講座は、「女性の立場を理解して話を聴く人、相談にのる人・・・あなたも、そのひとりになっていただけませんか」「対象：女性への相談支援に関心があり、活動できる女性の方」として、一般地域住民からも相談スタッフとなる人材を募集している。

養成講座のプログラムは、次のとおりであり、②以下の講師は、同団体のスタッフが務める。

①基調講演：公開講座 DV被害者の心理を学び、支援のあり方を考える」（講師 中島幸子 NPO法人レジリエンス代表）

②オリエンテーション・女のスペース・にいがたの始まり・女のスペース・にいがたの活動内容

③DVとジェンダー・DVがなぜ起きるのか？・ジェンダーバイアスについて・デートDV防止セミナーについて

④DV防止法と社会資源・DV防止法の内容と課題・どんな社会資源があるか、相談事例を通して学ぶ

⑤エンパワメントと傾聴・もともとあった力を取り戻す・「尋く」「聞く」「聴く」の違いは？・共感と同感の違い

一般地域住民から受講者を公募する養成講座により支援者を養成する手法は、市民後見人の養成と共通している。例えば、大阪市(2021)<sup>13)</sup>のとおり、同市は、「成年後見制度の普及に伴い、弁護士などの専門職後見人だけでは後見人が不足する事態が予測されるなか、新たな成年後見人・地域福祉の担い手として、一定の知識等を身に付けた一般市民が後見人として活動する「市民後見人」の養成を進めています」として、市民後見人養成講座(基礎講習、実務講習、施設実習)

を実施している(p11)。

ただし、大阪市の場合、市民後見人が担う後見活動とは、複雑な法律関係や紛争が絡まない事案において、「生活を守る」、「年金等の限られた収入を被後見人のためにどのように使っていくかを考え執行する」などの身上監護中心の後見活動を、社会貢献的な活動として行うものである(p10)とされ、障がい者、高齢者の虐待事案に係る候補者の検討においては、養護者等(虐待者)との対峙や紛争の可能性を鑑み、弁護士による受任が適当である(p14)としている。

女のスペース・にいがたの目的は、「女性の基本的人権と基本的自由を侵害するあらゆる暴力の根絶を目ざし、女性の自立に向けた相談及び支援活動を行うとともに、社会の根底にある女性差別の根本的解消を図り、男女平等社会の形成に寄与する」ことである(定款第3条)。この目的が地域共生社会の実現を女性の立場からめざすものであるとすれば、ここまで述べた活動の趣旨を理解することができる。

#### イ.ウイメンズサポートセンターにいがた<sup>14)</sup>

ウイメンズサポートセンターにいがたでは、女性相談で10年以上のキャリアをもつ専門相談員が支援を担当している。

主な相談・支援活動は、次のとおりである。

①相談・支援(電話・来所・出張)

②「女性シェルター」の運営と自立に向けての支援活動：自立に向けた相談支援を、相談者のニーズに応じて、専任の相談員が多面的・長期的に行っている。

③「司法支援」「法廷ワーカー支援」：女性問題や法律・心理・社会資源などに関する知識を備えた専門の相談員が、県内外の弁護士や関係機関・団体等の協力を得ながら、法的手続をする前から、事件終結後の問題も含め、総合的・多面的に相談支援活動を行う。

④在日外国籍女性に対する相談・支援活動

⑤フェミニスト・カウンセリング:10 数年前から、新潟で初めて、ジェンダーの観点からカウンセリングに取り組んでいるカウンセラーが対応する。

⑥学習会・講演会等の開催や、講師・トレーナー等の派遣

⑦社会啓発活動や広報誌等の発行、その他

以上のとおり、同団体の支援は、専門的な知識及び経験が豊富な専門スタッフが担っており、一般地域住民は支援に関わっていない。

## 5. 先行研究

### (1) 高畑 (1996) <sup>15)</sup>

高畑（東京都精神神経学総合研究所）は、自らが支援に関わった事例の検討を踏まえ、フェミニストセラピーを支援の中心に位置づける。そして、フェミニストセラピーの3つの戦略として、DVを家父長制社会構造が生み出す暴力として認識すること、DVの被害者をエンパワーメントすること、様々な情報や機関とのネットワークで安全感を得てゆくことを提示する（p46）。また、シェルター運動をコミュニティに展開する青写真の骨子として、DVから避難できる安全な場所をコミュニティに確保する、シェルター内外で個人療法および集団療法としてのフェミニストセラピーを提供する、女性たちの自立的な生活に向けて様々な社会資源の開発と提供を行う、DVの被害者を裁判で支援してゆく運動が必要であると述べるとともに、サバイバーやボランティアやスタッフ（シェルターおよび関係機関の職員）の研修を企画する、コミュニティで積極的に広報と教育活動を行う、としている（p50-51）。

高畑は、フェミニストセラピーによる専門的支援をDV被害者支援の中心として位置づける。その上で、サバイバーやボランティアにも支援者の役割を期待し、それ以外の一般地域住民は広報と教育の受け手として位置づけている。

### (2) 小松 (2007) <sup>16)</sup>

小松は、メンタルヘルスクリニックで医療ソーシャルワーカーとしてDV被害者を支援するうえで、支援のネットワークにつないでいくために果たすソーシャルワーカーの役割は大きいと考えられるとする（p53）。

その上で、東京女子医大付属女性生涯健康センターにおける女性患者を対象とした事例調査の結果に基づき、次のとおり述べた上で、DV被害者の特徴を図1のとおり整理している。

DVの影響は、けがなどによって直接身体に影響を及ぼすだけでなく、暴力のコントロールを受け続けたことによって、抑うつ症状・適応障

害・解離・健忘などのPTSDに陥り、医療が必要な状況となっている。このような症状は一時的に終わるものではなく、遷延化していることが多い（p55）。女性センターに来ることが唯一の外出や息抜きとなっていることもある。新しい生活が始まって近所の人との会話、子供の保育園のお母さんとの会話、何気ない会話でもこれ以上は話せないという範囲を常に持っている（p56）。そのため、支援者の対応を含む二次的人権侵害のおそれがある（p56-57）。

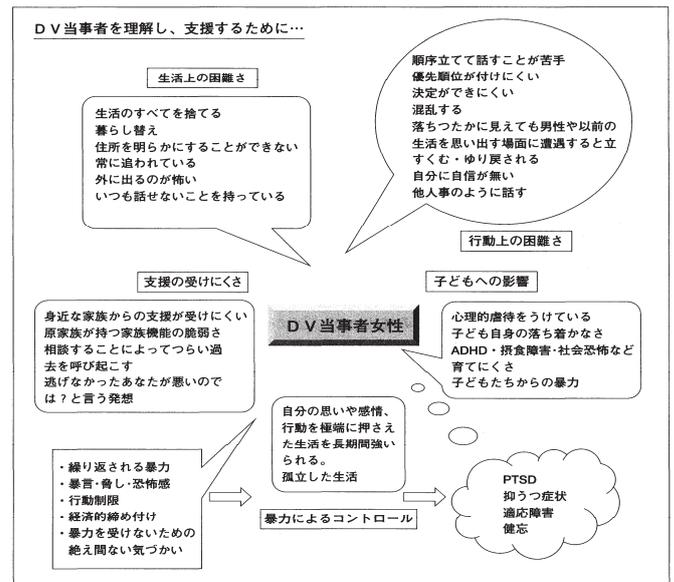


図1 .DV当事者を理解し、支援するために…(小松2007p58図2)

小松の整理したDV被害者の特徴からすると、医学やソーシャルワークの専門的知識や経験のない一般地域住民はこれらの知識等に基づく専門的支援と離れてDV被害者の支援に関わることが適切ではないとの結論になるものと考えられる。

### (3) 葛西・上野(2013)<sup>17)</sup>

葛西・上野は、民間シェルターを運営するNPO法人の支援を受けたことのある人15名のヒアリング調査の結果に基づき、被害者の多くは貧困問題、暴力の後遺症による精神問題を抱えながらも、人的ネットワークを喪失し、地域から孤立する傾向が高いとする。また、被害者のアフターケアを実施する団体へのアンケート調査及びヒアリング調査に基づき、多くの民間団体が経済的な保障がない中で被害者のアフターケアを実施している実態があるとする。さらに、被害者へのアフターケア構築の可能性として、県独自で被害者のアフターケアを展開する長崎県

の事例及び障害者総合支援法の枠組みを使った被害者のアフターフォローの実践について紹介している (p35-45)。

一般地域住民の支援に対する関わりと関係する事例の記述は、次のとおりである。

#### ア. NPO団体Aの取り組み

退所者への相談支援や生活支援、退所者支援に関わる公的助成はなく、支援に関わる費用は団体の持ち出しとなる。このため、退所者支援には無償ボランティアのマンパワーが欠かせない。法律相談に協力している弁護士や司法書士も無償ボランティアである。社会福祉士・保健師・保育士・教師・看護師・臨床心理士など専門性を備えたボランティアも多い (p40)。

#### イ. 長崎県におけるステップハウス

ステップハウスで提供されるケアは、家事や育児支援全般、相談支援、見守り、面談を伴う家庭訪問や住宅確保援助など自立に向けての支援である。入所期間は1年間とされているが、退去後も引き続き支援を行うこともできる (p41)。

自分の悩み等を吐き出せる居場所へのニーズは高い。NPO法人Dでは、民間借家の1室を借上げ、お茶を飲み自由に語らう「サロン」、ファシリテーターがついた自助グループ「語る会」更には、ヨガ (定期的) やメイク、アロマ等の講座を開催している。代表は、当事者の段階やニーズに併せて、多様な支援があることのメリットは非常に大きいと語っている (p42)。

このように、地域社会から孤立しがちなDV被害者のアフターケアには、被害者支援の専門的知識・経験を有する専門職のみならず、多様なボランティア活動を担う一般地域住民が参加しており、その参加は、肯定的に評価されている。

## 考察

### 1. DV 被害者支援の特徴

結果で述べたことを踏まえ、DV 被害者支援の特徴は、次の(1)~(4)のとおりである。

#### (1) 秘密保持の重要性

DV 被害者の支援に当たっては、安全確保が第一である。安全確保のためには、被害者や支援者の情報が加害者に漏れることのないよう秘密保持が不可欠である。住民基本台帳の閲覧制限及び秘匿の支援措置などが設けられているのは、

そのためである。全国シェルターネットのホームページでは、加盟団体の各民間シェルターの団体名や連絡先一覧について活動の安全を守るため公開していない<sup>18)</sup> ことも、同様である。

行政職員及び専門職は守秘義務を負う (地方公務員法 34 条、社会福祉士及び介護福祉士法 46 条等) が、一般地域住民は守秘義務を負わない。実際多くの一般地域住民が、様々な媒体を利用して様々な情報を発信している。

したがって、DV 被害者の支援に一般地域住民が参加する場合、加害者のもとから避難・転居した被害者の現在の住所、シェルターの所在地、支援に当たっての安全確保のノウハウなどが、一般地域住民を通じ、加害者にもれるおそれがある。その結果、加害者の被害者に対する追跡及び攻撃につながり、被害者及び支援者の安全を確保することが困難になりかねない。

#### (2) DV の被害者への影響と二次的人権侵害

小松が述べているとおり、被害者は、暴力のコントロールを受け続けたことによって、抑うつ症状・適応障害・解離・健忘などの PTSD に陥り、医療が必要な状態が遷延化していることが多い。この点について、女のスペース・にいがたの相談スタッフ養成講座の基調講演：公開講座の講師であり、アメリカ在任中に DV の被害を受け避難し、帰国後に被害者支援の活動を開始した中島幸子 (DV 対応コンサルタント) が、自らの体験を公表している。中島は、実際には性的被害を受けていたのに受けていないと思っており7年後にその記憶がふいに蘇ってきた、また、加害者がバッグを奪おうとして引っ張った記憶が何年も経ってからフラッシュバックし、人にふいにバッグに手をかけられたときにひどいパニックに襲われたことがあると述べている<sup>19)</sup>。

支援者は、このような DV の長期にわたる深刻な影響を十分考慮した上で対応しないと、被害者が二次的人権侵害を受けるおそれがある。

DV の被害者への支援は、このような医学的、心理学的知見を前提として、カウンセリング及びソーシャルワークの技能と経験に基づき、万が一にも二次的人権侵害を引き起こさないような万全の配慮が求められる。

### (3) 専門的支援の必要性

これまでに述べたとおり、DV被害者の支援は、エンパワメント、フェミニズムなどの支援姿勢のもとで、カウンセリング、ソーシャルワーク、医学、法律、福祉等の多面的な専門知識と経験が必要であり、かつ、地域の社会資源をよく知り、ネットワークにつなぐ能力が求められる。特に、ソーシャルワークの能力は重要である。前述の中島も、帰国後再度渡米しソーシャルワークの博士号取得後、DV被害者支援グループ「レジリエンス」を立ち上げている。博士号取得の動機について、中島は、「自分の体験からだけではなく、客観的な裏付けというか、総合的な知識をもって違う視点から取り組んでいる、少なくともその努力をしたという証明が欲しかったから」と述べている<sup>20)</sup>。

DV被害は、人権侵害としての深刻性、多面性及び長期性から、総合的・多面的な専門的知識、経験、能力に基づく専門的支援が必要である。

### (4) 行政権限行使及び関係機関連携の必要性

既述のとおり、DV被害者支援は、被害の深刻性、多面性及び長期性から、配偶者暴力防止支援センターの活動や一時保護などの行政権限の行使及び行政、医療、福祉、司法等の関係機関と民間支援団体との連携が重要である。

## 2. 人権侵害の重大性と行政責任及び支援の専門性の関係

1. で述べたことから、DV被害者支援においては、行政の責任と専門的知識、経験及び能力を有する支援者による専門的支援が重要である。このことは、DVが重大な人権侵害であることに起因する。人権侵害の重大性が高い分野では、行政の責任と専門的支援が重要である。

ここで、市民後見との関係を振り返ると、大阪市の取組において、市民後見人が担う後見活動とは、複雑な法律関係や紛争が絡まない事案における社会貢献活動として位置づけられていた。また、障がい者、高齢者虐待事案に係る候補者の検討においては、養護者等(虐待者)との対峙や紛争の可能性を鑑み、弁護士による受任が適当であるとされていた。その理由も、人権侵害の重大性が高い分野では、行政の責任と専門的支援が重要であるからである。

この点に関連して、2021年7月30日に公表された「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」<sup>21)</sup>は、基本的な考え方として、「次期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする」とした(p2)。これに対し、日本社会福祉士会は、以下の2点の意見を述べている<sup>22) 23)</sup>。

①これまで多くの専門職が担ってきた重篤な権利侵害からの回復が求められるレスキュー型権利擁護支援についての明示と、そのことが互助の支え合いと置き換えられることのないようにすること。

②①で述べた重篤な権利侵害からの回復が求められる「レスキュー型権利擁護支援」や、報酬負担できないために成年後見制度の利用につながらない「無報酬事案」に対応するために、「公的後見」の枠組みの検討を開始する必要があること。

「レスキュー型権利擁護支援」には専門的支援の必要性及び公的責任による権利擁護の必要性が高く互助の支え合いに置き換えることができないことは、DV被害者支援のなかでも、特に被害者の安全の確保が非常に強く求められる点で、一時保護の前後を中心とする危機介入の支援に最もよく妥当するものである。

以上のとおり、権利擁護支援活動には、人権侵害の重大性が高いほど行政責任と専門的支援による対応が必要であるという相関関係が認められる。この観点からみた市民後見とDV被害者支援の位置づけは、下図のとおりである。

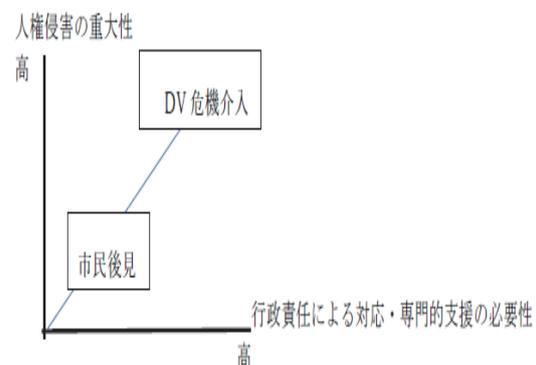


図2. 人権侵害の重大性と行政責任・専門職による支援の必要性の関係（筆者作成）

### 3. DV 被害者支援への地域住民のかかわり

#### (1) 時期・段階に応じたかかわりの必要性

それでは、一般地域住民は、DV 被害者支援にかかわる余地はないであろうか。

DV の人権侵害性は極めて重大である。DV の基本構造は「支配とコントロール」である。そのため、被害者が一時保護から生活再建に移行したとしても、加害者からの追跡・攻撃のおそれ皆無になるとまで言い切れないことも多い。また、被害者には、医療が必要な状態が遷延化していることも多く、ふいにフラッシュバックに襲われることもある。以上から、生活再建期においても、専門的支援は重要である。

一方、葛西・上野の述べたとおり、人的ネットワークを喪失し、地域から孤立している DV 被害者のアフターケアには、被害者支援の専門的知識・経験を有する専門職のみならず、多様なボランティア活動を担う一般地域住民の参加が必要である。また、DV 被害者に対する支援は、子ども、ひとり親家庭の支援としても位置づけられ、子ども食堂・学習支援などへの一般地域住民の参画は、交流の意味も含めて重要である。他方、被害者の安全確保の手段としては、被害者に地域から孤立することを強いるのではなく、危険度判定に基づく加害者更生プログラムを含む加害者対応が必要である<sup>24)</sup>。

また、一般地域住民に対する啓発・教育は、DV の防止とともに、被害者の情報を秘匿することの重要性を認識し、また、DV 被害者に対する偏見を解消するため、重要な意義がある。さらに、一般地域住民が DV について正しく理解することは、親族、友人、ご近所等として、被害の早期発見と配偶者暴力防止支援センター等へのつながりにつながる。これらに加え、一般地域住民が十分な啓発と教育の提供を受けることは、DV 被害の特性に配慮しつつボランティア等として DV 被害者のアフターケアにかかわるためにも重要である。

民間支援団体に対する財政支援の面からも、啓発・教育→発見・つながり→交流・支援と、一般地域住民の DV 被害者支援へのかかわりが進むにつれ、その声を反映して自治体による助成も充実し、また、一般地域住民から寄付を得ることも容易になる。民間支援団体の財政は厳し

く、この点は重要である。

さらに、一般地域住民が自らの受けた広報・教育の成果を様々な媒体を通じ他の一般地域住民に発信することで、さらなる広報・啓発につながる事が期待できる。このようなことから、学校等で子ども、若年者に対する教育を行うと同時に、一般地域住民を対象とした講座・研修等も重要である。

以上のとおり、DV 被害者の支援においては、DV 被害の予防、発見・つながり及び生活再建という観点から、各々の時期・段階に応じた一般地域住民のかかわりが必要であると考えられる。

#### (2) 危機介入期の支援に対するかかわり

問題は、シェルター入所前後の危機介入期における一般地域住民のかかわりである。

この点については、筆者の調査した限り、国、自治体、民間支援団体及び先行研究とも共通して消極的な傾向がみられる。その理由は、2.で述べたとおり、危機介入期には人権侵害の重大性が極めて高く、行政責任による保護及び専門的支援の必要性が高いためであると考えられる。

この考えをさらに進めると、危機介入期における支援活動を担う官民の支援者には、国による養成課程の制度化と国家資格化が必要であるという考えがありうる。現に、児童虐待の増加と深刻化を受け、国は、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の国家資格の創設を決定している<sup>25)</sup>。このような方針を採る場合、現に危機介入において専門的支援をしている民間支援団体のスタッフの活動を中断させない措置が必要となる。

以上とは異なり、女のスペース・にいがたは、一般地域住民が民間支援団体の相談・支援スタッフとして養成を受け、支援の経験を積むことで、危機介入期の支援をも担当することができるとして、前述の会員の互選により選出されたスタッフによる危機介入の支援と相談スタッフ養成講座の取組をすすめている。

この問題を検討するにあたっては、少なくとも次の3点の検討が必要であると考えられる。

第1に、専門的知識・経験・能力を有し、危機介入期の支援の実績を有する民間支援団体のスタッフも、以前はすべて一般地域住民であったことである。そうであるならば一般地域住

民から危機介入期の支援を担当するスタッフを養成することを一律に排除すべきではないという発想はあり得る。

第2に、民間支援団体のスタッフの高齢化と人材不足に対する対応の必要性である。市民後見推進は、少子高齢化に伴う成年後見人の担い手不足の対策でもあることが想起される。

第3に、専門的支援を行う者は、当事者にとって一種の権力者であり、支援が上下関係や支配になる危険性がある。特に、重大な人権侵害を受けた被害者の保護・救済というかかわりは、被害者が支援者を頼るしかないだけに、上下関係や支配になりやすいと考えられる。DVの本質は加害者による被害者に対する支配であることを考えると、地域共生社会の実現としていわれているように、支える側と支えられる側という構造を固定するのではなく、住民が自らの有している知識・経験・能力や住民感覚を活かして支える側として活動するという市民後見推進と同様の考え方が、DV被害に対する危機介入期の支援にも妥当するとの見解もありうる。

第1～第3で述べたことから、市民後見推進と同様に、次のア.～ウ.の要件をいずれも満たすならば、危機介入の支援の担当を含む相談・支援スタッフを一般地域住民から養成することができるという考えもありうる。

ア. 養成プログラム内容及び修了の認定並びにスタッフへの就任の可否の判定がいずれも適正であること

イ. 支援スタッフへの就任後個々の事案とスタッフの特性を踏まえたマッチングが適正になされること

ウ. 支援活動に対する適切なスーパーバイズ、必要な場合の担当者の変更などが適正になされること

市民後見についてみると、厚生労働省が市民後見人養成のための基本カリキュラムを定めている<sup>26)</sup>。全国各地の自治体や自治体から委託を受けた民間団体は、このカリキュラムに従って市民後見人養成研修を実施した上、修了認定及び成年後見人等の候補者名簿に登録を希望する人について審査を行い、登録の可否を決定する。その上で、個々の事案に適した候補者を家庭裁判所に推薦し(受任調整・マッチング)、

成年後見人として選任された後の活動の支援をそれぞれ実施している<sup>27)</sup>。このような方法を、DV被害者支援の民間支援団体の担当者の養成及び養成後の活動の支援に対しても取り入れることが考えられる。

しかしながら、この考え方に対しては、次の(ア)～(ウ)の反論がありうる。

(ア) DV被害者支援については、市民後見人養成のための基本カリキュラムのような標準となるプログラムが、国により作成されていない。民間支援団体の実施する養成過程が適正であるか否かは、当該団体の判断に委ねられており、内容の適正を保障する仕組みがない。

(イ) 民間支援団体のスタッフの高齢化と人材不足に対する対応は、民間支援団体に対する公的助成を充実させ、民間支援団体がDV被害者支援の基本姿勢を共有することのできるソーシャルワーカー等の専門職を、専従スタッフとして雇用できるようにすることにより実現すべきである。その場合、既存の資格(臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師等)の活用も必要であり、これらの専門的知識、経験及び能力を有している住民は、一般地域住民とは区別される。北仲<sup>28)</sup>は、「世界のDV等の被害者支援の常識」として、①この仕事は、フェミニストでないといけない、②信頼できる支援者は、社会を変えることを目指している団体、③かつ、プロフェッショナルであること、④公的な財政支援に支えられ、すべての被害者に十分な支援が届けられること、⑤国によっては、(民間支援団体の支援職は)人気の就職先であると述べている。これは、上記に近い考え方である。

(ウ) ソーシャルワークにおいて支援者の当事者に対する権力者・権威者としての支配の危険があることは事実である<sup>29) 30) 31)</sup>。しかし、これに対する対策は、自らの権力性に対する自己覚知と自己制御であると考えられる。この点について、中島(2014)は、受容・共感・傾聴を意図的に行う必要があるとする<sup>32)</sup>。また、高城(2018)は、ソーシャルワークは専門知の使用や蓄積をめぐって、いかにクライアントの物語に真摯に耳を傾け、専門知の硬直を常態化させないよう、常に専門知の使用が適切なのかを検証し、ソーシャルワークの知的基盤を点検する

作業が重要であるとしている<sup>33)</sup>。

なお、中島及び高城の指摘するとおり、支援の権力性の問題が生ずる原因は、支援者と当事者間の力の不均衡によるものである<sup>34) 35)</sup>。DV被害者は心身が傷つき、生活に困窮し、社会的つながりを失い孤立しているなど、極めて弱い状況にある。したがって、一般地域住民が支援者になる場合も、「支援」が「支配」に変わる<sup>36)</sup>危険性が十分にある。したがって、自己覚知、受容・共感・傾聴を意図的に行う必要性は、支援者の属性にかかわらず必要である。自己覚知、受容・共感・傾聴は、ソーシャルワークの基本であるが、これが良くできるようになるためには、専門的知識・経験に加え、不断的努力と検証が必要である。一般地域住民が研修を受けることにより、誰もが自己覚知、受容・共感・傾聴の継続的な実践が可能となる保障はない。

以上から、シェルター入所前後の危機介入期における相談支援について、一般地域住民が研修を受けることによりこれを担当することには、賛成することができない。

なお、DV被害者の安全がいったん確保された後の生活再建期においても、加害者の追跡、接触や被害者のフラッシュバックなどにより、危機介入が必要となることがありうる。この場合に備え、生活再建期において一般地域住民がボランティア等として被害者と交流し支援に関わるとしても、行政及び専門的支援を担当する民間支援団体の担当者と相互に協力・連携し、その活動に対し助言や支援を受ける必要がある。このことは、市民後見において、市民後見人が権利擁護支援センター等を通じ弁護士、社会福祉士等の支援を受け、関係機関との連携・協働により後見活動を行うことと共通している。

(3) まとめ

(1)(2)で述べたことから、DV被害者支援への一般地域住民のかかわりについては、下図のとおり、啓発、教育を起点として、啓発、教育→発見・つなぎ→交流・支援→啓発、教育という循環があると考えられる。

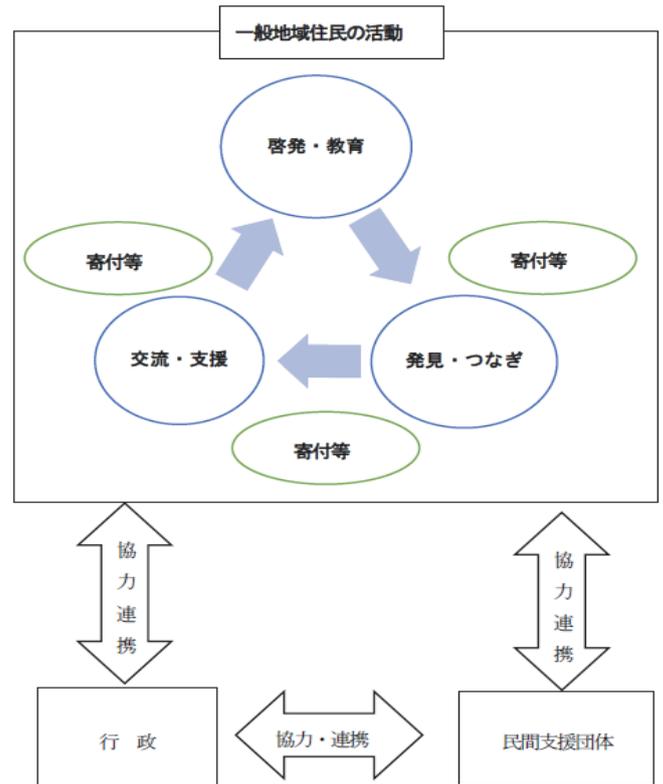


図3. DV被害者支援への一般地域住民のかかわり(筆者作成)

なお、このような一般地域住民の啓発を起点及び終点とする循環は、市民後見推進の実践においても確認されている。下図は、大阪市における市民後見推進にみられる循環関係を示したものであるが、図3.と同様循環が認められる。

一般地域住民が権利擁護支援活動を実践するにあたり同様の循環がみられるということも、一般地域住民によるDV被害者支援の市民後見推進と共通する特徴である。

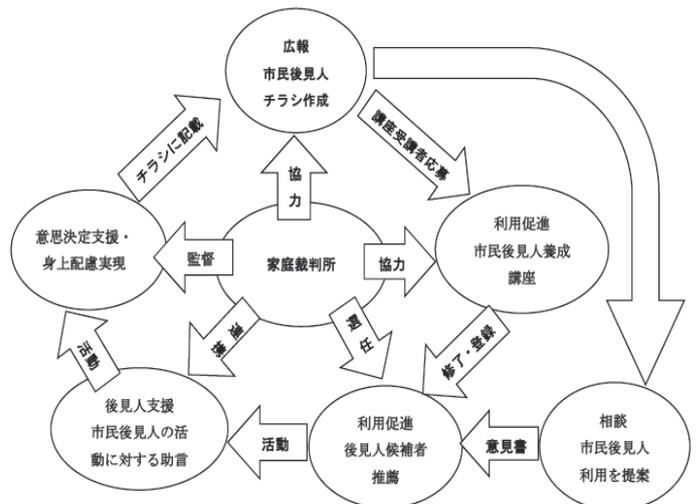


図 4. 大阪市成年後見支援センターにおける家裁の連携による4機能の相互波及・循環(筆者作成)<sup>37)</sup>

## 結語

結果と考察を踏まえた本稿の結論を支援の流れに即して示すと、次のとおりである。

DV被害の予防の段階においては、一般地域住民は、DV被害防止に関する広報・啓発・教育を受けるとともに、その成果を可能な方法で発信する役割を担うことができる。

DV被害の発見及び配偶者暴力相談支援センターへのつなぎの段階では、DV被害防止に関する広報・啓発・教育を受けた一般地域住民は親族、友人、ご近所等として、配偶者暴力相談支援センター等に通報する役割を担う。

以上に対し、一般地域住民は、シェルター入所前後の危機介入期におけるDV被害者に対する相談支援を担当しない。

被害者の安全が確保された後の生活再建期においては、啓発・教育を受けた一般地域住民は、行政及び専門的支援を行なう民間支援団体の担当者と連携しつつ、ボランティア等として被害者と交流し支援に関わることが期待される。

また、一般地域住民の重要な役割として、行政に対し民間支援団体への助成の充実を求めるとともに、自ら寄付を行うことで、民間支援団体の活動を支援することが期待される。

一般地域住民のDV被害者支援へのかかわりには、啓発・教育→発見・つなぎ→交流・支援→啓発・教育という循環があると考えられる。この点は、市民後見推進に広報・啓発を起点とし終点とする循環が認められることと共通する。

以上の結論は、文献研究に基づくものである。したがって、今後、一般地域住民のDV被害者支援への実際のかかわりの内容と課題について、一般地域住民、行政担当者、民間支援団体及びDV被害者などに対するインタビュー調査等による検証が必要である。

## 文献

- 1) 上山泰. 専門職後見人と身上監護 [第3版]. 民事法研究会. 2015.
- 2) 大沢理尋. 市民後見推進の地域共生社会実現における位置づけと応用可能性. 実践成年後見 2021; 92: 78-86.
- 3) 中島聡美. ドメスティック・バイオレンス /

DV (どめすていっく・ばいおれんす). 厚生労働省e-ヘルスネット\_www.e-healthnet.mhlw.go.jp (参照2021.11.20) .

- 4) 新潟市配偶者暴力相談支援センター. DV 配偶者・恋人からの暴力 がまんしないで あなたをまもる法律・制度があります.
- 5) 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会. 地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～. 2017. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf6> (参照 2021.11.2) .
- 6) 内閣府男女共同参画局. 「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書. 2019. <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryu/pdf/honbun.pdf> (参照 2021.11.20) .
- 7) 新潟市. 新潟市地域福祉計画 (2021～2026) . 2021. <https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/chiiki/tiikifukusikeikaku.files/keikaku.pdf> (参照 2021.11.20) .
- 8) 新潟市. 第4次新潟市男女共同参画行動計画、第4章新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画. 2021. <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/danjo4zikeikaku.html> (参照 2021.11.20)
- 9) NPO 法人全国女性シェルターネットワーク. シェルターネットワークとは. <https://nwsnet.or.jp/ja/about-shelter-net-jpjp/whasshelter-net.html> (参照 2021.11.20) .
- 10) NPO 法人 全国女性シェルターネットワーク. 私たちが目指す「女性に対する暴力 被害者支援」(特にDV編). 2020年. <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/danjo4zikeikaku.html> (参照 2021.11.20) .
- 11) 特定営利法人女のスペース・にいがた. 当組織について. [https://os-niigata.com/?page\\_id=85](https://os-niigata.com/?page_id=85) (参照 2021.11.20) .
- 12) 特定営利法人女のスペース・にいがた. NPO 法人 女のスペース・にいがた 相談スタッフ養成講座 <https://os-niigata.com/wp-content/uploads/2021/09/2021sutahhuyousei.pdf> (参照 2021.11.20) .

- 13) 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援グループ).大阪市における権利擁護支援の取組について.2021:11.<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000776692.pdf>(参照2021.11.20) .
- 14) 特定非営利法人ウイメンズサポートセンターにいがた.ひとりでなやまないで ウイメンズサポートセンターにご相談ください.2021.
- 15) 高島克子. ドメスティック・バイオレンスに対するフェミニストセラピーからのとりくみ. コミュニティ心理学研究. 1996.VolI.No 1:42-52.
- 16) 小松美智子. ドメスティックバイオレンス当事者女性へのソーシャルワーク支援についてーメンタルヘルスクリニックでのかわりを通してー. 武蔵野大学現代社会学部紀要 8 2007:49-61.
- 17) 葛西 リサ、上野 勝代. 地域生活者としてのDV被害者の孤立と支援方策に関する研究ー機能としての住宅支援からソフトを組み込んだ住まいの支援へー. 住総研 研究論文集 No.40 2013 年版 2013:35-46.
- 18) NPO 法人 全国女性シェルターネット.被害の相談先情報.<https://nwsnet.or.jp/ja/allcategories-ja-jp/114-sienoyakudachi.html>(参照 2021.11.20) .
- 19) アディクションと家族編集室. この人とネットワーク 逆境をくぐりぬけ、自分らしく星のように、輝く力をDV体験者はもっている. アディクションと家族、22(2).2005 103-108:103-104.
- 20) アディクションと家族編集室.前掲 19) :106.
- 21) 成年後見制度利用促進専門家会議.次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000815811.pdf>(参照 2021.11.20) .
- 22) 公益社団法人 日本社会福祉士会 理事 星野美子.次期成年後見制度利用促進基本計画の中長期的課題に関する意見 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000821335.pdf>(参照 2021.11.20) .
- 23) 日本社会福祉士会 理事 星野美子(成年後見制度利用促進専門家会議委員).地域における権利擁護支援の体制整備に応える社会福祉士 - 次期成年後見制度利用促進基本計画策定に向けて - .公益社団法人日本社会福祉士会 NEWS NO.202 2021年:12-13.
- 24) 内閣府男女共同参画局. 前掲 6):8
- 25) 厚生労働省.子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ. <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000732415.pdf>(参照 2021.11.21) .
- 26) 厚生労働省. 市民後見人養成のための基本カリキュラム. [https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkouken\\_torikumi02.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkouken_torikumi02.pdf)(参照 2021.11.21) .
- 27) 大沢理尋.成年後見制度利用促進における市民後見推進の総合的研究.2020 <https://www.n-fukushi.ac.jp/gs/divisions/dc/degree/docs/paper/no81.pdf>(参照 2021.11.21) :50-51(伊賀市)、62-63(芦屋市)、68-69(浅口市)、81-83(大阪市)、92(志木市)、102-103(尾張東部圏域)、129(新潟市)、133-135(佐渡市)、140-141(阿賀町)の各事例を紹介している。
- 28) NPO 法人 全国女性シェルターネット 北仲千里. DV 支援・民間シェルター 2021 <https://nrwwu.com/main/wp-content/uploads/2021/03/ffc9a18c6fa4e1fffe340ee00d43422d.pdf>(参照 2021.11.21) .
- 29) 中島康晴.「支援」が「支配」に変容するとき 2014. <http://npokizuna.jp/?cn=100018&bgc=10000385>(参照 2021.11.20) .
- 30) 高城大. ソーシャルワークにおける権力論をめぐる基礎的考察、2015 総合福祉科学研究 6:25-33
- 31) 高城大. ポストモダンソーシャルワークにおける権力概念の考察〜ソーシャルワーク実践への応用に向けた概念整理、総合福祉科学研究 9 2018:61-67.
- 32) 中島.前掲 29) .
- 33) 高城.前掲 31) :66.
- 34) 中島.前掲 29) .
- 35) 高城.前掲 30) :26.
- 36) 中島.前掲 29) .
- 37) 大沢.前掲 27) :83 図 4-1.を一部改変